

## 「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行业協定書

大津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、妊産婦への切れ目のない支援を目的に、大津市に妊娠届出をした妊婦等を対象に、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、産前・産後に利用できる本市の母子保健サービス情報及び妊婦のための支援給付を掲載したパンフレット形式の「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」（以下「子育てガイド」という。）を協働で発行するにあたり、次のとおり協定書を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、「妊娠・子育てケアプラン（子育てガイド）」官民協働発行业仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、官民が協働して子育てガイドを作成し、乙は、これを甲に納入するものとする。これを甲が確認のうえ受領し、仕様書に定める配布方法に従って配布することにより、本協定に基づく各々の役務を完了する。

2 甲及び乙は、この協定書に基づき協定の内容を誠実に履行しなければならない。

### （費用負担）

第2条 乙は、編集、印刷、製本及び納品など子育てガイドの発行等に要する一切の費用を、乙が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、甲は、乙に提供する情報作成費用以外の費用を負担しないものとする。

### （子育てガイドの制作等）

第3条 子育てガイドの発行等については、甲の定める仕様書及び企画提案書に基づき、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、仕様の変更ができるものとする。

3 甲は、子育てガイドの制作に必要な行政情報等（文字、図、イラスト、写真等を含むがこれらに限らない。以下同じ。）を電子データ（文字の場合は、文字データとして認識できるものに限る。）で乙に提供するものとする。なお、甲が何らかの事情によりそれを提供できない場合は、乙は制作に要する日数を考慮し、仕様等の変更ができるものとする。

4 甲は、子育てガイドに掲載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。

5 子育てガイドの校正は、甲、乙が協力して行い、甲の校了をもって印刷を開始するものとする。

6 甲は仕様書に定める配布方法に従い、子育てガイドを配布するものとする。

### （広告の販売）

第4条 乙が子育てガイドに掲載する広告の仕様及び内容は、大津市広告掲載要綱第3条及び大津市広告掲載基準の規定を満たさなければならない。また、甲の業務に支障を及ぼすおそれのある広告を掲載してはならないものとする。

- 2 事業者は掲載予定の広告について、あらかじめ大津市に承認を得たうえで、掲載するものとする。
- 3 乙は、子育てガイドに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募るものとする。
- 4 乙は、広告募集活動において、本協定の趣旨や子育てガイドの発行目的等について十分な説明を行ったうえで、広告主を募るものとする。
- 5 乙は、広告の募集に必要な告知から契約までの一切を行うものとする。また、甲が必要とする場合を除いて、乙の広告募集活動へ参加する義務を負わないものとする。
- 6 乙は、本協定の履行に関し、甲から必要書類の提出、意見の陳述をもとめられたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（子育てガイドの発行に関する責任）

第5条 甲及び乙は、子育てガイドの発行に関し、第三者からの苦情があった場合及び誤記・誤植の判明等の問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合は、直ちに問題解決のために対応するものとする。

- 2 甲は、乙に提供した行政情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- 3 乙は、広告に係る苦情等に関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、子育てガイドの発行に関し、第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、乙の責に帰せざる事由である場合はこの限りではない。

（掲載内容の変更又は中止）

第6条 乙は、子育てガイドに掲載する内容を変更又は中止する場合は、甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、乙から子育てガイドに掲載する内容の変更又は中止の申し出があった場合は、変更又は中止をする掲載内容の検査を行い承認するものとする。
- 3 乙は、乙の責めに帰する理由による子育てガイドに掲載する内容の変更又は中止に関し、既に納入、配布した子育てガイドがある場合には、甲と協議のうえ、乙の責任及び負担において回収などの対応をしなければならない。

（発行の中止）

第7条 甲及び乙は、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、子育てガイドの発行に不適切な事業が生じた場合には、発行の全部又は一部を中止することができる。

なお、この場合、中止の帰責事由に応じて、甲、乙協議のうえ、合理的に解決するものとする。

（電子書籍等への転用）

第8条 甲又は乙は、子育てガイド又は子育てガイドに掲載された情報（以下「子育てガイド情報」という。）について、自らのホームページへ転載することができる。

- 2 甲又は乙は、前項以外の媒体に子育てガイド情報等を転載する場合には、相手方の承認を得るものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(委託又は下請けの禁止)

第10条 乙は、第三者に対し、本協定の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 乙は、第三者に委託、又は請け負わせたときは、当該第三者を監督するとともに、当該第三者の行った作業の結果について、一切の責任を負わせなければならない。

(報道機関への情報提供)

第11条 甲は報道機関に本協定についての情報を提供する場合、乙の許可を得るものとする。また、公表する場合は乙の名称(「〇〇〇〇〇〇〇〇」)を情報内に明記するかの有無を乙に確認を行ったうえで、公表するものとする。

(著作権の帰属等)

第12条 甲が提供する行政情報のすべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は甲に帰属し、乙が他の媒体への転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。

2 乙が創作したデザイン並びに情報等及び広告の著作権は乙に帰属し、甲が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。

3 前2項の定めにかかわらず、甲及び乙は、第8条第1項に基づく場合においては、相手方の許可なく、相手方が著作権を有する情報等を利用することができるものとする。

4 甲は、乙に提供した一切の行政情報等が第三者の権利を侵害していないことを保証するものとし、乙は乙が創作したデザイン並びに情報等及び広告が第三者の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定の期間)

第14条 協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月27日までとする。ただし、第3条第6項、第5条、第8条、第11条、第12条及び第13条については、本協定が終了した後も有効に存続するものとする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときには、この協定を解除することができる。

(1) この協定を履行しないとき、又はこの協定に違反し協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 資力の低下等によりこの協定を履行できないおそれがあると認められるとき。

(3) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

(4) 甲が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

（協定が解除された場合等の損害賠償）

第15条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、相当因果関係の認められる範囲内でその損害を賠償する責任を負わなければならない。

(1) 第15条第1号若しくは第2号の規定によりこの協定が解除される場合において、その原因が乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第3号若しくは第4号の規定によりこの協定が解除されたとき。

(2) 乙がその責務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの協定を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この協定の履行のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第17条 この協定に関し生じた疑義又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 ○○○○○○○○  
○○○○○○○○○  
○○○○ ○○ ○○